

2017年9月26日

関係各位

マネックス証券株式会社

## マネックス証券、「つみたてNISA」10月1日より申込受付を開始 ～資産設計アドバイスツールでの分析・診断も可能～

マネックス証券株式会社（本社：東京都港区、代表取締役社長：勝屋敏彦、以下「マネックス証券」）は、2017年10月1日（日）（予定）より、「つみたてNISA」の申込受付を開始することをお知らせします。

また、マネックス証券の「つみたてNISA」ではマネックス証券のオリジナル機能である「資産設計アドバイスツール<MONEX VISION β（マネックス ビジョン ベータ）>」に資産残高を取り込むことで、現在の「つみたてNISA」のポートフォリオ（資産構成）を分析できます。金融工学理論による診断でお客様の理想をかなえるための分散投資法を詳しくアドバイスするので、追加購入を検討する際の参考にしていただけます。

### ■資産設計アドバイスツール<MONEX VISION β>のイメージ

お客様の現在のポートフォリオと、理想とする目標ポートフォリオを比較し、理想の資産運用を実現するための具体的なアドバイスを行います。例えば、追加で購入する予定の金額を入力するだけで、どの資産クラスを購入すると目標ポートフォリオに近づくかを具体的な銘柄を表示してアドバイスいたします。

- 1.現在のポートフォリオ    2.目標ポートフォリオを選択    3.診断・追加購入アドバイス



「つみたて NISA」は、2018 年 1 月より開始される積立で購入した投資信託の分配金や売買益が最長 20 年間非課税となる制度です。非課税投資枠は年間 40 万円であり、月々約 33,000 円の積立ができるので、少額から資産を形成していきたいお客様にご活用いただける制度です。また、対象商品は信託期間や手数料など国が定めた一定の要件を満たした長期・積立・分散投資に適した投資信託です。

#### ■「現行 NISA」と「つみたて NISA」の比較

	NISA	つみたて NISA
投資方法 <sup>(※1)</sup>	通常買付および積立による買付	積立による買付
非課税投資枠（年間）	120 万円まで	40 万円まで
対象商品	国内・海外株式、投資信託等	一定の要件を満たした投資信託 <sup>(※2)</sup>
非課税期間 <sup>(※3、※4)</sup>	最長 5 年間	最長 20 年間
投資可能期間	2023 年まで	2037 年まで
対象者	20 歳以上の日本の居住者 (または 20 歳以上で恒久的施設を保有する非居住者)	
払出制限	なし（いつでも可能）	

- ※1 同一年において、NISA、つみたて NISA は併用不可です。どちらかを選択いただきます。
- ※2 マネックス証券のつみたて NISA 取扱商品は、申込受付開始後に随時ウェブサイトでご案内予定です。
- ※3 NISA、つみたて NISA をまたいだロールオーバー（残高の繰越し）はできません。
- ※4 つみたて NISA を選択しても、従前 NISA で買付けた残高については、買付けた年から最長 5 年間の非課税期間が適用されます。

マネックス証券は、2017 年 6 月 22 日に「お客様本位の業務運営に関する方針」を発表し、当方針に従って「お客様の最善の利益の追求」や「お客様にふさわしいサービスの提供」等を行っています。2017 年 7 月 10 日より投資信託の最低購入金額および投信積立の最低申込金額を 100 円に引き下げ、2017 年 9 月 1 日より積立でご購入いただいた投資信託の申込手数料（税込）を全額キャッシュバックするプログラム「ゼロ投信つみたて」を開始しました。2017 年 9 月 30 日には個人型確定拠出年金（iDeCo）の申込受付を開始予定であり、資産形成に役立つ商品・サービスの拡充に努めています。

マネックス証券では、低コストでの資産形成に役立つ商品・サービスのご提供を通じて、今後も個人投資家を全力でサポートしてまいります。

詳細はマネックス証券ウェブサイト（<https://www.monex.co.jp/>）をご覧ください。

以 上

**【NISA（つみたて NISA 含む）、ジュニア NISA の口座開設およびお取引に関するご留意事項】**

■ 口座開設および金融機関変更に関して

- ・ NISA 口座（つみたて NISA 含む）、ジュニア NISA 口座（未成年者口座）および課税未成年者口座は、同一年（1月～12月）において、1人1口座（1金融機関）までの開設となります。NISA 口座は金融機関変更が可能です。ジュニア NISA 口座および課税未成年者口座は不可となります。その年の買付けが既に行われている場合、金融機関変更はできません。また、NISA 口座の残高を他金融機関へ移管することはできません。
- ・ NISA、つみたて NISA は選択制であり、同一年に両方の適用を受けることはできません。ジュニア NISA 口座および課税未成年者口座の開設には、親権者様（法定代理人）および未成年者ご本人様の証券総合取引口座の開設が必要です。マネックス証券では、当該親権者様のみがジュニア NISA 口座および課税未成年者口座における運用管理者となることが可能です。

■ お取引に関して

- ・ 上場株式などの配当金等を非課税で受け取るためには、「株式数比例配分方式」をご選択いただく必要があります。
- ・ 投資信託の分配金のうち特別分配金については従来より非課税です。
- ・ 投資信託の分配金の再投資買付は非課税投資枠（NISA：120万円、つみたて NISA：40万円、ジュニア NISA：80万円）を使用します。超過している場合は分配金受取となります。
- ・ 外国株のお取引には外国株取引口座および NISA 口座の開設が必要です。ジュニア NISA 口座における外国株の取扱いは未定です。
- ・ 年間の非課税枠は NISA が 120万円、つみたて NISA は 40万円、ジュニア NISA は 80万円となります。売却しても非課税枠は再利用できません。また、非課税枠の残額（未使用分）は翌年以降に繰り越せません。
- ・ NISA 口座（つみたて NISA 含む）およびジュニア NISA 口座で発生した損失は、特定口座・一般口座で保有する商品の譲渡益や配当金等と損益通算できず、また繰越控除もできません。
- ・ NISA 口座（つみたて NISA 含む）およびジュニア NISA 口座および課税未成年者口座に関する取引報告書や取引残高報告書等の書面は、すべて電子交付サービスでのご提供となります。

■ その他

マネックス証券における NISA、つみたて NISA、ジュニア NISA 取扱商品や、その他の口座開設およびお取引に関するご留意事項につきましては、マネックス証券ウェブサイトの NISA 特設ページにてご確認ください。（<https://info.monex.co.jp/nisa/index.html#disc>）

**【マネックス証券株式会社について】**

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 165 号

加入協会：日本証券業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会、一般社団法人 日本投資顧問業協会